

諮問事項4 意見書等の提出に関する陳情の取り扱いについて

1 諮問事項提案会派

公明党

2 提案理由

意見書等の提出を求める陳情は、各常任委員会に付託して審査しているため、賛成多数で採択となる場合があるが、全会一致ではない場合があるため、意見書等を提出することができない場合がある。そのため、議会としての道義的責任が生じると考える。また、4人会派等、所属していない委員会で全会一致の採決となった場合、該当する会派は、委員会終了後、作成された意見書を案文で確認している。

以上の課題を解決するため、意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図れるように、議会運営委員会への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論することを提案する。

3 現状

議会慣行では、意見書等については、原則として全会一致により提出となっているため、意見書提出を求める陳情が賛成多数で採択となった場合、板橋区議会が賛成多数で採択した陳情の内容を関係機関に伝えるにとどめている。

4 課題

(1) 議会の行動原則の矛盾

「意見書の提出を求める陳情」を多数決で表決をしている一方で、意見書の提出は全会一致を原則としている。

(2) 議会として不作為の可能性

議会として陳情を議決（採択）しておきながら、自らは議決に伴った行動をしていない。執行機関送付の陳情を議決（採択）した際は、議会として執行機関に誠実な対応を求めていることとの整合性が問われている。

(3) 陳情者に対する説明責任

議会としては、意見書の提出を原則として全会一致としていることや、関係機関に陳情の写しを送付することでは、陳情者に対する説明責任が果たせていない。

5 解決策

案① 意見書等の提出を求める陳情は、議会運営委員への参考送付とする。

意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図れるように、議会運営委員会への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書等と併せて幹事長会において議論する。

案② 陳情の表決結果を踏まえて、賛成多数でも意見書等を提出する。

陳情採択と意見書等未提出の不整合を正すため、賛成多数でも意見書等を提出する。
なお、会派提案の意見書等は、引き続き全会一致を原則とする。

6 解決策②を採用した場合の課題（運営方法）

- (1) 意見書の提案者
委員会において採択を主張した委員が提案者となる。
- (2) 本会議での意見書議案の提案理由説明
委員会において採択を主張した委員の中で、年長委員が提案理由の説明を行う。
- (3) 本会議での意見書議案に対する討論
申出により、討論することが可能となる。
- (4) ホームページ・区議会だよりでの意見書議案に対する態度の掲載
議案・請願・陳情と同様、意見書の表決態度を掲載する。
- (5) 意見書等の提出を求める請願の取り扱い
陳情同様、解決策②の考えを適用する。

7 前回議会運営委員会における意見

- ・議会意思の表明については考えていくべきだが、課題を整理する必要がある。
- ・会派提案の意見書についても、議会運営委員会において表決を行うべきである。